

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長

- 1 日時
平成 26 年 7 月 3 日（木曜日）
午前 10 時 01 分開会、午後 1 時 44 分散会
（休憩 11：27～11：28、11：41～11：45、11：46～11：47、11：55～13：00）
- 2 場所
第 5 委員会室
- 3 出席委員
及川あつし委員長、名須川晋副委員長、千葉伝委員、樋下正信委員、福井せいじ委員、
佐々木努委員、伊藤勢至委員、佐々木朋和委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤枝担当書記、藤平担当書記、藤原併任書記、佐々木併任書記、千田併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
風早環境生活部長、津軽石環境生活部副部長兼環境生活企画室長、
玉懸環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、工藤環境生活企画室企画課長、
高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、松本環境保全課総括課長
大泉資源循環推進課総括課長、小野寺自然保護課総括課長、
白岩県民くらしの安全課総括課長、小島県民くらしの安全課食の安全安心課長、
中野県民くらしの安全課県民生活安全課長、後藤県民くらしの安全課消費生活課長、
工藤廃棄物特別対策室再生・整備課長、
佐々木廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長、鈴木若者女性協働推進室長、
亀井特命参事兼青少年・男女共同参画課長、千葉NPO・文化国際課長
 - (2) 保健福祉部
根子保健福祉部長、紺野保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、菅原医務担当技監、
野原医療政策室長兼医師支援推進室長、鈴木参事兼障がい保健福祉課総括課長、
斉藤参事兼長寿社会課総括課長、伊藤保健福祉企画室企画課長、
五日市健康国保課総括課長、千田地域福祉課総括課長、
南子ども子育て支援課総括課長、葛尾医療政策室医務課長、
高橋医療政策室地域医療推進課長、佐々木医師支援推進室医師支援推進監
 - (3) 医療局

佐々木医療局長、大槻医療局次長、菊池参事兼職員課総括課長、
小原経営管理課総括課長、千葉医事企画課総括課長、小笠原業務支援課総括課長、
本庄業務支援課薬事指導監、青山業務支援課看護指導監、野原医師支援推進室長、
佐々木医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

5名

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部

(議案)

ア 議案第2号 平成26年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

イ 議案第10号 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第26号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(2) 保健福祉部

(議案)

ア 議案第2号 平成26年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4款 衛生費

第4項 医薬費

イ 議案第3号 平成26年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第11号 民生委員の定数に関する条例

エ 議案第15号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

オ 議案第27号 イー歯トープ8020プラン(岩手県口腔の健康づくり推進計画)の策定に関し議決を求めることについて

(請願陳情)

- ア 受理番号第 99号 岩手県南 3 市町の子供たちの甲状腺検査を求める請願
- イ 受理番号第118号 再び被爆者をつくらないために原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律改正を求める請願

9 議事の内容

○**及川あつし委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第 2 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）、第 1 条第 2 項第 1 表、歳入歳出予算補正中、第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**津軽石副部長兼環境生活企画室長** それでは、環境生活部の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その 1）の 7 ページをお開き願います。議案第 2 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）のうち環境生活部の補正予算は、3 款民生費、2 項県民生活費の 3,815 万 2,000 円の増額補正と 4 款衛生費、2 項環境衛生費の 1,194 万 2,000 円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。16 ページをお開き願います。3 款民生費、2 項県民生活費、4 目国際交流推進費であります。右側の説明欄に記載しております国連防災世界会議関連会合等開催費は、平成 27 年 3 月に仙台市で開催が予定されております第 3 回国連防災世界会議に合わせ、震災復興支援への謝意をあらわすとともに、復興に向けた本県の取り組み等を国内外に発信するため、本県主催の関連行事等の実施に要する経費を補正しようとするものです。

次に、18 ページをお開き願います。4 款衛生費、2 項環境衛生費、1 目環境衛生総務費ですが、説明欄の戦略的再生可能エネルギー推進事業費は、風力発電の導入拡大に向けて発電事業者の参入を促進するため、開発可能性の高い地域における発電規模でありますとか採算性などの事業導入の構想の策定に要する経費を補正しようとするものです。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**及川あつし委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐々木努委員** 国連防災世界会議関連の行事ですが、今の段階ではどの程度中身が決まっているかはわからないのですが、予定しているものがあればお示しいただきたいと思えます。

○千葉NPO・文化国際課長 国連防災世界会議ですけれども、現時点で三つ予定しています。

一つは、提言でございまして、本県の防災や復興に関する先進的な事例を踏まえた提言を取りまとめ、それを世界に対して情報発信するものです。

二つ目ですが、国連防災世界会議のメイン会場でございます仙台市におきまして展示会等への出展などを考えています。

三つ目ですが、県内において、シンポジウムの開催、被災地におけるスタディーツアーなどの開催を考えています。

○佐々木努委員 3番目のイベントは、仙台にいらっしゃる外国の方々を対象にする考え方でしょうか。

○千葉NPO・文化国際課長 仙台においでになる方ですけれども、政府によりますと国連加盟国 193 か国の政府関係者、非政府組織の皆様で、5,000 人ぐらいになるということですので、その方々の一部を本県にお招きできればと考えているところです。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

○樋下正信委員 今の関連ですけれども、県内で震災に遭ったとき、3日間、4日間、電気が全然通らないところに、ある病院が自家発電でこうこうと電気がついていて、そこに何百人もの方々が避難したという事実が映画化されており、私もそのDVDはあるのですけれども、そのドキュメントやさまざまな記録など、当然、紹介するのでしょうか。

○千葉NPO・文化国際課長 本県の経験なり知見を世界の皆様に対してお知らせするということですので、映画かどうかという手段は別といたしまして、パネルの展示ですか、パンフレットの作成など、いろいろな形で情報を発信してまいりたいということです。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 10 号県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大泉資源循環推進課総括課長 議案第 10 号県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に

関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その２）の 59 ページ及び環境福祉委員会資料ナンバー 1 をごらん願います。改正の趣旨ですが、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、以下小型家電リサイクル法と略しますが、この施行に伴い、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例について、所要の整備をしようとするものです。

条例の内容ですが、小型家電リサイクル法第 11 条第 4 項に規定される認定計画に従って適切に再資源化を行うために県内に搬入される使用済み小型電子機器等を県外産業廃棄物の搬入事前協議の対象となる産業廃棄物から除くものです。小型家電リサイクル法では、使用済み小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が事業の内容等を記載した再資源化計画を作成の上、主務大臣であります環境大臣及び経済産業大臣に申請を行い、その内容が廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保に資するものであるなど認定基準に適合する場合には認定がなされ、使用済み小型電子機器等の広域的な集中運搬及び処分が可能となるものです。

使用済み電子機器等の具体例につきましては、囲みの中にお示ししていますが、法律的な集中が可能であって、再資源化が特に必要とされた電話機、ファクス、携帯電話端末など合計 28 品目が指定されておまして、これらが事業活動に伴って事業所等から排出される場合には産業廃棄物に該当するものです。

今般の改正理由ですが、主務大臣に認定された事業者の再資源化計画に係る使用済み小型電子機器等につきましては、県境を越えた広域処理を前提とし、同計画に基づき実施するものであり、適正処理が法的に担保されていること、主として再資源化を目的に実施され、本県の最終処分場等への負荷がほとんどないものであることなどから、搬入事前協議の対象となる県外産業廃棄物から除こうとするものです。

次に、施行期日ですが、公布の日から施行し、また、所要の経過措置を講じようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○木村幸弘委員 例えば事業所に持ち込まれたこれらの関連の資源について、持ち込んだ量とか、実際にどれだけ再資源化されるのかなどの実態について、県としてどこまで把握し、管理監督をすることになるのか、教えていただければと思います。

○大泉資源循環推進課総括課長 まず、認定事業者ですが、各排出元となります事業所から収集するだけの事業者ですとか、最終的に精錬等を行う事業者など、さまざまございますが、本県には精錬等を行うような事業者はございません。そして、県内で活動を行おうとする事業者は、5 事業者ございますが、そのうち 4 事業者は県内から集めて県外に持っていくことを事業としている事業者です。残り 1 社が県内から集まった小型家電、あるいは県外から搬入した家電の細かなものの分解、そして有用なものごとに選別をするという事業ですが、この事業者に対しましては、主務大臣に実績報告がございますし、また廃棄

物処理法のかかわりもございまして、県としましても搬入可能だというふうと考えております。まだ事業を開始したところですので、事業実績等は把握しておりません。

○木村幸弘委員 いずれ適正な管理のもとに行われることが望ましいわけですから、十分な事業者との情報の共有であるとか、対応をしっかりとしてもらいたいと思います。

それから、私の身近な市内でもあるので、県内のいろんなところであるのだと思いますが、空き地を借りて、無償で資源にかかわるようなものの回収をやっている事業者が散見されるのです。そういう事業者などについては、どういうものなのかなと感じております。いつからいつまでの間、この空き地を借りて無償で集めますというように、ある程度期間を定めて表示され、一応、集めるものについてもそれぞれ決められているようですが、そういう事業者をどのように把握しているのか、また、どういった形で処理や処分のルートなど把握しているのでしょうか。

○大泉資源循環推進課総括課長 各家庭等を巡回して、使用済みの電子機器等を回収している業者が確かにいらっしやいまして、一つ問題としましては、家庭から集めるということですから、一般廃棄物の収集運搬の許可等が必要ですが、そうした方々の中には、それを行っていない方も現実にいることから、県としましては、そういった方々に対して廃棄物の処理をお願いしないように、ホームページ等で注意を喚起しているということです。

また、空き地で短期間に回収をするという形態について、他県でもそういうケースがあったと承知しておりましたけれども、花巻市の件につきましては把握しておりませんでしたので、そこについては調べて、もし問題があれば個別に指導したいと考えています。

○及川あつし委員長 野積みの禁止の条例の件についてもお願いします。

○大泉資源循環推進課総括課長 野積みと申しますか、保管に関しましては、処理業者などであれば保管基準というのがございまして、数量、保管の方法等について規定がございまして、それに従って適切に行われているか、日ごろの立入検査等で監視指導を行っているところです。チラシ等を配って、短期間に空き地に集めている方につきましては、これから実態等把握させていただきたいと思っています。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○津軽石副部長兼環境生活企画室長 議案第 26 号について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 80 ページでございます。お手元の環境福祉委員会資料ナンバー 2 のほうもごらんいただきたいと思います。

まず、この議案の趣旨ですけれども、平成 26 年 4 月 1 日に、岩手県県央保健所の犬ねこ保護センターにおきまして、和解の相手方が犬の譲渡を受けるために、その手続中に、譲渡予定の犬に左手首をかまれ負傷されたため、損害賠償事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めるため、議会の議決を求めようとするものです。

損害賠償の相手方につきましては、〇〇〇〇在住の〇〇〇〇〇さんです。

損害賠償の額ですが、治療費、それから薬剤購入費、合わせて 1 万 8,060 円です。

和解の内容ですが、損害賠償の額を 1 万 8,060 円としまして、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないという内容です。

なお、この犬につきましては、その後も〇〇さんのところに譲り受けられて飼われているということです。この事案の発生に伴う再発防止としまして、4 月 2 日付で各保健所宛てに注意を喚起する通知をしたところ です。以上で説明を終わります。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から花巻市内の廃油不適正処理事案に係る行政代執行についてほか 2 件について発言を求められておりますので、これを許します。

○大泉資源循環推進課総括課長 花巻市内の廃油不適正処理事案に係る行政代執行について御報告いたします。

環境福祉委員会資料ナンバー 3 をごらん願います。この事案につきましては、4 月 14 日に資料送付により御報告をいたしました。今回その進捗状況と今後の見通しを御報告いたします。事案の概要ですが、青森県十和田市に事務所を置く株式会社コーミックスジ

ヤパンが平成18年12月に花巻市湯本地内にドラム缶入りの廃油約280本を放置しまして、県は平成21年8月にこの法人及び代表取締役等に廃棄物の撤去と適正処理をするよう措置命令を発しましたが、再三の求めにもかかわらず履行されていないものです。

ことし1月に原因者に命令履行の最終的な意思確認を行い、命令履行の意思がないものと判断されたこと、また放置されたドラム缶の腐食等と相まって風水害、地震等により廃油流出等のおそれがありますことから、廃棄物処理法に基づき行政代執行を行うこととしたものです。

その後、行政代執行の経費について、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に支援を要請したところ、外部有識者による現地調査や審議を経て、6月17日に支援決定がなされたところです。

また、水が混じるなどの大量の廃油を短期間に受け入れ可能な業者が限られますことから、当該廃棄物の処分は県外で実施する方向となり、搬出先の県との産業廃棄物搬入事前協議に向けて有害物質の検査等を実施しているところです。

さらに、当該廃棄物の処分業者や収集運搬業者の選定手続も実施しているところです。今後の予定ですが、搬出先の県との事前協議終了後、9月下旬には代執行に着手し、10月中旬には終了することとしております。こうした状況等につきましては、花巻市や周辺住民の方などに丁寧な説明の上、撤去作業等について、御理解を得ながら進めていくこととしております。

以上、廃油適正処理事案に係る行政代執行について御報告いたします。

○佐々木災害廃棄物対策課長 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物等の処理について、御報告いたします。

環境福祉委員会資料ナンバー4をごらんください。平成26年3月末をもちまして災害廃棄物及び津波堆積物の処理が終了いたしました。その実績の概要について御報告いたします。

本県の全体の処理量は、3月末現在、約584万トンです。現在、こうした処理が終わり、廃棄物を保管していた仮置き場の返還に伴う表土のすき取りですとか、土壌調査などの後始末というような事業を実施しているというところです。これらの作業につきましては、できるだけ早く終わるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、災害廃棄物等の処理の内訳についてです。全体処理量584万トンのうち88%に当たる511万トンを再資源化しております。このリサイクルの内容としましては、コンクリートがらや津波堆積土の公共工事への再利用ですとか、不燃系廃棄物のセメント原料等への利用などが挙げられます。このほか584万トンのうち7%に当たる44万トンを焼却処理、5%に当たる29万トンを埋め立てなどの処理を行っているという状況です。

次に、今後の取り組みについてです。現在作業中の事業もありますが、全体を取りまとめるということも含め、未曾有の大災害に対応しました本県の処理状況を検証しながら記録として整理し、本県の取り組みが同様の災害事例に活用できるよう、全国に発信してい

きたいと考えております。以上でこの件の御報告を終わります。

続きまして、環境福祉委員会資料ナンバー5をごらんください。大槌町の災害廃棄物仮置き場における土壌汚染について御報告いたします。この件の概要についてですが、大槌町が町内2カ所の仮置き場において、災害廃棄物撤去後の土壌汚染の有無を確認するため土壌調査を実施したところ、一部の土地から基準を超過してヒ素、鉛が検出されました。この汚染が判明した土地におきましては、現在関係者以外の立ち入りを禁止しているということ、地下水への影響がないということを確認しておりまして、周辺環境や住民の健康への影響はございません。

次に、汚染原因ですが、調査の結果、土壌汚染が表層付近に限られ、災害廃棄物を仮置きしていない場所では基準超過がないことから、災害廃棄物を仮置きした際にその土地の表層を汚染したものと考えております。

これに伴う大槌町の対応状況ですが、こうした災害廃棄物由来による汚染土壌は撤去することとし、その処理費用について、7月補正で予算案に計上しているところです。この撤去に要する費用は、実質国負担100%の財源で行われます。

なお、撤去に当たりましては、汚染拡散防止措置に万全を期しながら行うと聞いております。以上で報告を終わります。

○及川あつし委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○千葉伝委員 花巻市内の廃油不適正処理事案に係る行政代執行の件について、原因者は今もその事業をやっているのか、お伺いします。

また、7年も放置して措置命令を無視しているということで、代執行する状況なのですが、この経費に係る公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の支援について、全額支援になるのか、原因者に後でその分を請求するのか、他県に持っていく運搬から処理の費用はどの程度かかるのか、お伺いします。

最後に、ほかに類似例があるか、お伺いします。

○大泉資源循環推進課総括課長 まず、原因者ですが、この事業者は法人としてございますが、現在は事業活動が全くございません。

法人の代表者は、県外、転居を繰り返しておりまして、最終的な意思確認をした上で代執行することに決定したところです。

財団からの支援ですが、対象となります経費は収集運搬費用ですとか処分費用の直接的な経費であり、県としては対象事業費としておよそ880万円と見込んでおりまして、これに対し、約7割の616万3,000円の支援決定をいただいたところです。

原因者に対する求償ですけれども、当然のことながら行政代執行費用については原因者に対して求償します。そして、法人の代表以外にも私どもの知らない原因者が後にわかった場合も考えまして、廃棄物処理法に基づいて告示をしておりまして、仮に将来新たな原因者がわかれば、その者に対しても求償していくという体制となっております。

類似例ですが、本県では、平成16年に北上市和賀町内で硫酸ピッチの入った廃油百数十

本を放置した業者がおりまして、これに対して代執行して、現在も、これらのものに対して求償をしております。これまでも資産の差し押さえ等を行いながら回収に努めておりまして、平成 25 年度末までに 15 件の差し押さえを行いました。この件では、求償額に対して約 35%、300 万円ほど回収が進んでいる例がございます。

○**千葉伝委員** 原因者が廃棄物の処理をやってもらって得するようなことは絶対許してはならないことですので、県境の青森、岩手の場合も、原因者があちこちから持ってきて、それに対して今も処分していただいている。いずれにしても、求償についてはしっかりと対応していただきたいということを要望します。

○**佐々木朋和委員** 大槌町の災害廃棄物仮置き場における土壌汚染について、調査主体が大槌町になっておりますが、他の市町村でも仮置き場になっているところは調査を行っているのか、それとも市町村の対応に委ねているのか伺いたと思います。

○**佐々木災害廃棄物対策課長** 災害廃棄物の仮置き場は全市町村で行っておりますが、市町村によっては独自に調査が実施できないところもありますので、このうち 6 市町村が県に委託しまして調査を実施したというところでは、大槌町に関しましては、県がその調査に協力しているところでは、

○**佐々木朋和委員** 大槌町は、今、後始末をやっているところなのですからけれども、他の調査は終わっているのか。また、今回の大槌町の仮置き場の事例は特殊なものなのか、今後このような事例が出てくる可能性があるのか伺いたしたいと思います。

○**佐々木災害廃棄物対策課長** 県に調査を委託されている市町村につきましては、まだ調査を実施しているところもございます。また、結果が出て精査中というところもございますので、そういった状況を整理して、結果を出していきたいと思っております。

○**佐々木朋和委員** もしわかれば、その調査の進捗が何%ぐらいなのか教えていただきたいのと、この対応については実質国負担が 100%ということではありますが、これは仮置き場から汚染が出たら国が負担するような制度になっているのか、それとも市町村がそれぞれに要望してなければならないものなのか教えてください。

○**佐々木災害廃棄物対策課長** 調査の進捗ですけれども、県に委託している、していないも含めて県内で 119 の仮置き場が残っております。現在調査中ですか、結果を精査中というのは十数か所程度まで減っておりますので、早い時期に調査と結果を出していきたいと思っております。

汚染が判明したときの国の制度の扱いですが、県に調査を委託した市町村の対応については、結果が出た後、県として結果を踏まえ、どんな由来かを判定します。その判定の際に、災害廃棄物由来ということであれば、国にもその結果を協議しまして、国の考えに基づいて、環境省の事業を使わせていただいているという状況です。

○**佐々木朋和委員** 119 か所のうち、今回の大槌町の事例と十数か所以外は、大丈夫だったということで理解をしました。

また、今後このような事例が出てきたときは、ぜひ市町村の力になっていただきたいと

思います。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は、退席されて結構です。執行部職員入れかえのため、若干お待ち願います。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第2号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第2号）、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係並びに議案第3号平成26年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）、以上2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○紺野副部長兼保健福祉企画室長 議案第2号のうち、保健福祉部関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の7ページをお開き願います。議案第2号平成26年度岩手県一般会計補正予算（第2号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費13億2,100万5,000円の増額のうち、2項県民生活費を除く12億8,285万3,000円の増額、4款衛生費4,596万7,000円の増額のうち、4項医薬費の3,402万5,000円の増額、合わせて13億1,687万8,000円の増額補正です。当部関係の補正後の歳出予算総額は、今回補正のない当部関係諸支出金等を含め1,343億827万4,000円となるものです。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の15ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費5,400万円の増額ですが、老人福祉施設等が開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、開設準備に要する経費を補助するものであり、新たに1か所の追加要望がありましたことから、当初予算分7か所と合わせて8か所へ補助しようとする施設開設準備経費特別対策事業費補助です。

次に、17ページに参りまして、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費12億2,556万4,000円の増額の主なものですが、子育て支援対策臨時特例事業費のうち保育所等施設整備費補助は、子供を安心して育てることができる環境整備を図るため、市が行う保育所の施設整備に要する経費の一部を補助しようとするものであり、今回新たに1か所の追加要望がありましたことから、当初予算対応分6か所と合わせて7か所へ補助しようとするものです。

子育て支援対策臨時特例基金積立金は、保育所整備などの子育て支援体制の整備を推進するための事業等に要する経費の財源に充てるため、基金の積み増しを行おうとするものです。

地域少子化対策推進事業費は、地域における少子化対策の強化を図るため、地域の実情に応じ結婚、妊娠、出産、育児の一貫した切れ目ない支援を行おうとするものです。

3目母子福祉費 328万9,000円の増額は、母子寡婦福祉資金特別会計で実施しております母子及び寡婦福祉資金の貸し付けに要する経費については、一般会計からの繰出金をもって充てることとされており、今般母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、特別会計の補正を行う必要が生じたことから、その経費について補正を行おうとする母子寡婦福祉資金特別会計繰出金です。

次に、19ページに参りまして、4款衛生費、4項医薬費、2目医務費 3,402万5,000円の増額は、歯科技工士養成施設の移転整備に要する経費の一部を補助しようとする医療従事者等養成施設整備費補助です。

次に、議案第3号平成26年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案（その1）の9ページをお開き願います。母子寡婦福祉資金特別会計につきましては、母子及び寡婦福祉法が改正されたことに伴いまして、福祉資金貸付制度が創設され、平成26年10月1日から父子家庭にも福祉資金の貸し付けが行われることとなりますことから、補正を行おうとするものです。

次のページに参りまして、母子寡婦福祉資金特別会計の歳入歳出予算の補正額は、それぞれ4,235万円の増額であり、補正後の予算総額は3億1,707万7,000円となるものです。

以下、項目ごとに内容を御説明申し上げますが、便宜、予算に関する説明書により説明させていただきます。予算に関する説明書の29ページをお開き願います。

歳入、1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金 328万9,000円の増額は、一般会計からの繰り入れによるものでございます。

次のページに参りまして、歳入、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金 3,906万1,000円の増額は、前年度の母子寡婦福祉資金特別会計からの繰越金です。

次のページに参りまして、歳出、1款母子寡婦福祉資金貸付費、1項貸付費、3目父子福祉資金貸付費 3,906万1,000円の増額は、父子家庭に対し必要な資金を貸し付け、父子家庭の経済的自立の助成及び生活意欲の助成を図り、あわせて児童の福祉を増進しようとするものです。

次のページに参りまして、2項貸付事務費、1目貸付事務費 328万9,000円の増額は、父子福祉資金貸し付けを開始するに当たり、システム改修等の事務に要する経費の増額です。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容です。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木努委員 地域少子化対策推進事業費についてお伺いをしたいと思います。この事業のうち結婚支援に関するものの詳細を示していただきたいと思います。

○南子ども子育て支援課総括課長 地域少子化対策推進事業費の内訳についてですが、これは国の地域少子化対策交付金を活用して実施する10分の10の事業です。

主な事業としては、四つの事業に分かれております。1点目は、テレビ番組を活用して

結婚及び妊娠、出産等に関する情報提供を行おうとする啓発情報提供事業です。

2点目は、男性の育児参加を目的としたものですが、地域のイクメンとして活動できる人材を募集し、さらにそのイクメン人材を活用したハンドブックの作成、企業説明会等の開催しようとするものです。

3点目は、若者と親世代による結婚観についての意見交換会の開催ですとか、その意見交換会の内容を活用したリーフレットを発行しようとするものです。

4点目は、縁結びボランティア交流研修事業ということで、各市町村で活動する結婚相談員等の交流研修会の開催が主な内容です。

○佐々木努委員 私は、一般質問でずっとこれまで結婚支援については取り上げてまいりまして、市町村も含めた行政側の今までの結婚支援のあり方等について、問題提起をしてきたつもりなのですが、人口減少社会に入って、国のほうもやっと、結婚をさせるために何か国も動かなくてはならないのではないか、行政も動かなければならないのではないかというような見方に立って、この事業をつくったのだと思います。そういう中で四つの事業うち、直接結婚支援にかかわるものが、二つ、三つということだと思いましたが、この事業の中身を聞いたときに、本当に効果があるのかと率直に疑問を持ちました。確かに啓発事業は必要なのですけれども、啓発事業というのは、もうずっと昔からやってきているわけで、実効性のあるというか、直接結婚に結びつけるというような取り組みが今一番必要だということで、他県でも取り組みを強化しています。具体的に言うと結婚支援センターの設置ですけれども、今回のこの事業は決して無駄だとは言いませんけれども、何らかのプラスに作用するとは思うのですけれども、現実的に即効性があるかということになると、非常に疑問を持っています。そういうことから、この事業はこの事業で計画どおり進めていただくのは結構なのですが、今年度はまだ時間もありますし、それから来年度に向けてのさまざまな結婚支援に対する県の取り組みについて検討する時間はあると思いますので、ぜひもう一步踏み込んだ形の検討を進めてほしいと思うのですが、前向きなお考えをお聞きしたいと思います。

○南子ども子育て支援課総括課長 今、人口減少の問題が大きく取り沙汰されている中で、特に結婚支援というのは入り口の部分であると非常に高い認識を持っているところです。そういった中であって、今般国の交付金を活用してこの四つの事業を展開するといったところですが、当初予算で既にお認めいただいた県単の若者出会い応援推進事業についても県と市町村とのいろいろな情報交換でありますとか、県単事業と国の交付金事業等をいろいろと織り交ぜながらやっていきたいと考えています。一方では今回の国の交付金事業については、国全体で30億円の交付金事業なのですが、都道府県が4,000万円、市町村が800万円という上限があり、国との協議の中でも制約が多かったこともあって、今般、制約を数十万程度の予算となりました。

しかしながら、私どもといたしましては、昨年度設置いたしました市町村とのネットワーク会議でありますとか、今年度も民間企業の方々とのいろいろな意見を交換する場面など、

さまざま設けてございます。そういったところでのさまざまな御意見等を真摯に受けとめながら、今後の結婚支援のあるべき姿について改めて検討し直して、来年度の新規事業等で施策に向けて検討してまいりたいと考えています。

○佐々木努委員 県内では、県のほかに市町村でこの事業を導入しているという情報は把握していますか。

○南子ども子育て支援課総括課長 申請前に国との協議段階があるわけですが、協議段階では遠野市で手を挙げたわけですが、いろいろな国の制約や要件もございまして、国のほうでそれをお認めいただくというのはなかなか難しいということで、遠野市については採択はなされなかったところですが、したがって、県内市町村においては、この交付金を活用した事業に手を挙げている市町村はございません。

○佐々木努委員 この続きは、9月にお願いします

○及川あつし委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号民生委員の定数に関する条例を議題としますので、当局から提案理由の説明を求めます。

○千田地域福祉課総括課長 民生委員の定数に関する条例案につきまして御説明を申し上げます。議案(その2)の61ページですが、便宜、「民生委員の定数に関する条例案(議案第11号)の概要」と題した資料により説明をさせていただきます。

まず、1、制定の趣旨ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして民生委員法の一部が改正されたことに伴い、民生委員の定数を条例で定めようとするものです。

参考の表にありますように、民生委員法第4条の改正によりまして、「民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、知事が市町村の区域ごとに、市町村長の意見を聴いて条例で定める」こととされたことによるものです。

次に、2、条例案の内容ですが、中核市である盛岡市を除く32市町村について、それぞれ表のとおり民生委員の定数を定めようとするものです。この定数の設定の方法ですが、裏面の参考の1に本県の定数設定の考え方を記載してございます。民生委員、児童委員の

任期は3年とされておりますが、直近の平成25年12月1日に行われました民生委員の一斉改選におきまして、今期の定数について各市町村から十分に意見聴取を行いまして、また国の基準を基本に、最近の世帯数や地域の実情等を総合的に勘案の上、決定したところです。国の参酌基準は、市町村ごとに世帯数に応じて定数を決めるものですが、この参酌基準そのものは民生委員法改正後も従前の基準と同様です。また、現行の定数を変更しなければならない事情も特段生じていないということから、今回条例で定める民生委員定数につきましては現行定数のとおり定めようとするものです。

なお、改正民生委員法の施行を受けて、平成26年4月1日付で、市町村に改めて意見照会を行い、全ての市町村から特に意見なし、すなわち現行定数で支障はないという回答をいただいております。このことを確認した上で、本条例案を提出しているものです。

最後に、3の施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 最初に、本県の定数設定について、国の示した参酌基準は従前の基準と同様であり、また現行定数を変更しなければならない事情も特段生じていないということなのですが、前回の変更時期をお知らせいただきたいと思います。

それから、民生委員の職務について、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこととか非常に多岐にわたっておりまして、その中で援助を必要とするものに対し、福祉サービスを適切に利用するための必要な情報の提供、その他の援助を行うこと、そういった福祉サービスの事業者と密接に連携し、支援することというものがありますが、福祉事業者との連携はどのようになされているのか教えていただきたいと思います。

それから、担い手を確保するのが非常に難しいのではないかと思います。私の町内会でもなかなか手が足りないというのが現状です。民生委員だけではなく、町内会長とか、町内会の役員になる方が少ないのもあるのですが、特に民生委員はそのなり手が足りないということで苦労しているのですが、担い手の育成について、お聞きしたいと思います。

○千田地域福祉課総括課長 まず、定数の前回の変更時期ということですが、今回は平成25年12月1日付ですけれども、その前は平成22年12月1日です。

それから、民生委員が地元の福祉サービス事業者等と連携する方法ですが、これは何か決まっている方法があるというものではございませんけれども、民生委員が日ごろの活動の中で住民からの相談に応じて直接事業所等々に赴いて、いろいろ情報を聞いたり、住民の方とともに事業所に御相談に参るといったようなことが基本になるかと思います。

また、民生委員同士でつくっている民生委員協議会の場で地元の事業者との交流等はされているように思っております。

それから、民生委員のなり手不足に対する対策です。県としましては、平成26年年3月に第2期の岩手県地域福祉支援計画を策定したわけですけれども、その中でも民生委員活

動の充実、強化を掲げておりまして、県、市町村、市町村社会福祉協議会、民生委員協議会が連携して研修の充実、地域で民生委員活動をサポートするような仕組みづくり、あるいは民生委員の社会的重要性についての啓発活動の促進等に取り組むこととしてございます。特に地域で民生委員活動をサポートする仕組みづくりが重要と考えておりまして、市町村の中では、例えば民生委員のOB会、あるいはボランティアの福祉協力員などが民生委員を支援するような取り組みを行っているところもございます。このような取り組みを広く市町村に情報提供していきたいと考えております。

今後も民生委員が活動しやすい環境の整備について各市町村に働きかけまして、民生委員のなり手の確保のために支援していきたいと考えております。

○福井せいじ委員 福祉事業者との連携について、日ごろの活動でみずからの意思で事業者に赴くとか、あるいは民生委員協議会でいろいろ情報を伺って事業所に赴いていくということと言われましたが、非常に難しい地域もあるのではないかと思います。例えば民生委員になったからといって、あるいはなる前から福祉サービスの事業所に知っている人がいるわけではありませんし、そしてまた民生委員協議会というのも年に一、二回ということではなかったかと思うのですけれども、そういった中で実際に福祉事業者と連携して、民生委員が事業を担っていくことは難しくなっているのではないかと思うのですが、民生委員の職務を遂行するに当たってのサポートは、もっと必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○千田地域福祉課総括課長 まず、民生委員協議会の開催状況ですけれども、各町村と、幾つかの市には民生委員協議会がございましてけれども、それぞれ最低でも月1回は開催し、さらに、いろいろ行事がありますと、それに加えて開催します。この民生委員協議会では、ベテランの民生委員が新任の民生委員にいろいろ助言をしていきますし、日ごろの民生委員協議会として広い活動について議論されているという状況です。

それらも含めまして民生委員の業務が大変ではないかという話ですけれども、確かに民生委員の職務につきまして、民生委員法でかなり幅が広く定められ、地域福祉の全般にかかわります。このため、民生委員が考えられる活動を1人でやる、孤軍奮闘するというような状況になりますと大変な状況は全くそのとおりです。

そういうことで、民生委員が1人で抱え込んでしまうというのではなくて、関係機関とのネットワークで適切に役割分担をする、また現在当課で進めております地域福祉活動のあり方としまして充実を目指しておりますが、見守りなどボランティアや住民参画による新たな支え合い体制の構築、これが民生委員の負担の軽減につながるものではないかと考えております。

民生委員協議会の活動で、民生委員が1人で抱え込むのではなくて、孤立しないで地域の民生委員全体の活動として進めていくということが大切でございまして、こういったあり方について県が主催しております民生委員の研修会などで引き続き助言をしていきたいと考えてございます。

○**福井せいじ委員** 1人で抱える民生委員が非常に多いと思います。民生委員になったからといって、ああやらなければいけないという責任感が先行して、一回請け負ったのですけれども、すぐにやめるという方もいらっしゃいます。そうであるとすれば、民生委員の職務はたくさんあるのですけれども、それをもう少し役割を分散して担い手をふやしていくことも考えていかなければ、今後の民生委員のなり手がなくなっていくのではないかと考えています。本来は、民生委員ばかりではなく、町内会の役員もそうですけれども、そういった役割分担を行政でしっかりと明確にしてあげることもこれからの民生委員のなり手、あるいは民生委員の育成につながっていくのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○**千田地域福祉課総括課長** 大変有意義な御提言をいただいたと思います。確かに研修を通じて、民生委員の活動は一人でやるのではないことは申し上げているわけですが、もう少し進んで、町内会の組織と民生委員の活動をうまく連携させていく方法等々について、より具体的に助言等進めていきたいと考えます。

○**福井せいじ委員** 本当に具体的に話をすると、見守りは民生委員、それから、民生委員ではなく誰か、何かという役職、そして福祉事務所との連携はまた違う人をお願いするとか、ぜひ具体的に例をつくって、新たな見守り、民生委員の職務を分担した形の体制を今後考えていただきたいと思います。

○**木村幸弘委員** 民生委員の定数設定の考え方とところで、配置基準として世帯数に応じてという基本になって、全ての市町村から特に意見なしとの回答を得ているということなのですけれども、近年民生委員の方々の御意見などを聞くと、非常に負担が大きくなってきているということです。それは、やはり高齢化の進展とともに、その地域の中における高齢化率であるとか、ひとり暮らし世帯がふえているであるとか、そういった実態が出てくるということだと思うのですけれども、ここで単純に世帯数に応じてというくりだけで果たしていいのだろうかと思います。この世帯数の中にある、いわゆる高齢化率、あるいはひとり暮らし世帯の状況が、一人で間に合う部分と、あるいは複数配置が必要と思われるような地域や環境があるのではないかとということなども含めて、この配置基準のあり方について、何らかの意見が出てきてはいないのかと思うのですけれども、その点はどうかのでしょうか。

○**千田地域福祉課総括課長** 民生委員の定数につきましては、国で定めた基準ということですが、これが世帯に応じていくということですが、さらに市町村長の意見を十分に聞いた上でという基準になってございますので、今回の実際の定数の設定につきましては、国の基準を基本としながらも市町村長の意見を踏まえて設定しているということです。

主なところを申し上げますと、一つには市町村合併のあったところは基準により町村が市になりますと、地域の住民の状況には変わりがなくても基準上の人数は減るわけです。それでは實際上、地域の実態に合わないということがございます。そういった要望を受けました。

また、被災地におきましては人口減少があったわけですが、これも人口が減ったから、あるいは世帯数が減ったから定数を下げるということでは、地域ではなかなか対応しづらい状況です。応急仮設住宅への入居数によって民生委員の担当区域が非常に流動的になっています。担当区域の再編がきちんとできるまでの間、今まで民生委員が築いてきた顔の見える支援関係を継続できるように、定数を維持したいといったような市町村からの要望等を受けまして、単純に基準に当てはめないで民生委員の活動に支障が生じないように判断して、現行の定数を考えたところです。そういう意味では、国の基準は基準ですけれども、実態に合わせて定数を決めているということです。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○南子ども子育て支援課総括課長 議案（その2）の68ページをお開き願います。議案第15号次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について御説明申し上げます。条例案の概要資料もあわせてごらん願います。

まず、1の改正の趣旨ですが、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、法律の名称が母子及び寡婦福祉法から母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたこと等に伴い、関係条例について所要の整備をしようとするものです。

なお、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律は、我が国における少子化の進行、母子家庭及び父子家庭の厳しい経済状況等を踏まえ、次世代育成支援対策の推進強化、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実等の措置を講じるため、次世代育成支援対策推進法、母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法を含む合計19本の法律を改正するものです。

次に、2の条例案の内容ですが、(1)の第1条関係は、岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部改正であります。これは、市町村が処理することとする事務に母子及び寡婦福祉法に基づく貸付金に関する事務が規定されておりますが、今般法律の名称が改正されたことにより所要の整備をするものです。

なお、法律改正により母子福祉資金及び寡婦福祉資金に準じて父子福祉資金が創設されることから、新たに父子福祉資金についても貸付申請書、届け書、その他の書類の受理に関する事務を市町村が処理することとなるものです。

次に、(2)の第2条関係は、住民基本台帳法施行条例の一部改正です。これは、母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭自立支援給付金の支給に当たり、住基ネットにより本人確認情報を利用することができることとなっておりますが、今般法律の名称が改正されたこと等により所要の整備をするものです。

なお、法律改正により母子家庭自立支援給付金に準じて父子家庭自立支援給付金制度が設けられたことから、父子家庭自立支援給付金についても同様に住基ネットにより本人確認情報を利用することができる事務に加えるものです。

次に、(3)の第3条関係は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。これは、法律の名称が改正されたこと及び条例中の母子自立支援員、母子福祉団体がそれぞれ母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体と名称が改められたことから所要の整備をするものです。

最後に、3の施行期日ですが、母子及び寡婦福祉法の一部改正後の法律が施行される平成26年10月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号イー歯トープ8020プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五日市健康国保課総括課長 それでは、議案第27号イー歯トープ8020プラン（岩手県

口腔の健康づくり推進計画)の策定に関し議決を求めることについて、便宜、配付しております資料に基づき説明いたします。

本定例会におきまして、議案第27号として県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第3条第1項の規定により、計画の策定に係る承認議案の提出を行うものです。

1の「イー歯トープ8020プラン(岩手県口腔の健康づくり推進計画)」の最終案についてですが、この計画の位置づけは歯科口腔保健の推進に関する法律第13条及び岩手県口腔の健康づくり推進条例第9条に基づき作成しようとするものです。計画の期間は、健康いわて21プラン第2次と同様に平成26年度から平成34年度までの9か年計画としております。計画の概要ですが、ライフステージや障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり、大規模災害時における歯科保健医療の体制等について、目標、施策、関係者の役割等を定めようとするものですが、詳細につきましては、既に平成26年2月定例会の常任委員会で御説明しておりますので、省略いたします。

2のパブリックコメント等の実施結果についてですが、平成26年4月の1か月間、パブリックコメントを実施したほか、同時期に岩手県歯科医師会等の関係機関、団体や市内市町村、市町村教育委員会を対象に意見聴取を実施いたしました。その結果、409件の御意見をいただきましたが、そのうち全件数の93%、381件が学校でのフッ化物洗口の推進に対する懸念、反対意見が占めております。

詳細につきましては、4ページをお開き願います。2の意見等の提出状況ですが、パブリックコメントでは380通、386件、関係機関、団体や市町村等からの意見聴取では、通算23件の御意見をいただきました。

3の意見等の内訳ですが、パブリックコメントでは第2章の口腔の健康づくりに係る現状、課題及び施策の学齢期に意見が集中しております。このうち大部分は学校でのフッ化物洗口の推進に対する懸念、反対意見が占めております。関係機関、団体や市町村等からの意見では、第2章の口腔の健康づくりに係る現状、課題及び施策の各項目に広く意見が寄せられております。

5ページをお開き願います。今回のパブリックコメント等を加えまして、4に意見の反映状況をお示ししております。全部反映あるいは参考とした意見もありますが、大部分は対応困難としております。

5の主な意見への対応状況にパブリックコメントの主な意見と検討結果及び反映状況をお示ししております。最も意見が多かった学校でのフッ化物洗口の推進に関する懸念、反対意見につきましては、懸念、反対する内容が多岐にわたることから、内容を整理、分類しております。主な内容として、フッ化物洗口の安全性への疑問、不安、フッ化物洗口による歯磨きや保健の意識の低下、フッ化物洗口よりも歯磨きの徹底が重要、フッ化物洗口による学校現場の多忙化、教育活動へのしわ寄せ、フッ化物洗口で問題が発生した際の責任の所在が不明、フッ化物洗口の実施において教職員の意見の反映、実施に向けた十分な打ち合わせ、フッ化物洗口は学校ではなく、かかりつけ歯科医のもとですべきこととなっ

ております。

それぞれの対応につきまして検討結果にお示ししたとおりでございますが、学校でのフッ化物洗口の推進に対する懸念、反対意見に対する全体の対応としては、安全性への疑問、不安、歯磨きや保健に関する意識の低下、歯磨きで虫歯は予防可能、学校ではなく家庭で実施すべきという考え方等を計画に反映することは困難であります。学校現場の多忙化及び実施の際の十分な打ち合わせについては取り組みの際の参考とすることとしております。

1 ページにお戻り願います。3 の策定までの経緯についてですけれども、これまで健康いわて 21 プラン口腔保健専門委員会を 4 回開催し、検討を進めてまいりました。そして、今議会において議決による承認をいただいた後、速やかに計画を策定し、公表することとしております。策定までの経緯の詳細につきましては、7 ページにお示ししておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○及川あつし委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

一旦休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 再開します。

次に、保健福祉部関係の請願陳情について審査を行います。

審査に先立ち、さきの当委員会において、請願陳情受理番号第 99 号岩手県南 3 市町の子供たちの甲状腺検査を求める請願につきまして、当該請願陳情に係る専門的な知識を有する方に参考人として出席を求め、意見を聞くこととされ、参考人の人選、出席を求める日時等につきましては当職に御一任をいただいたところでありましたので、その結果につきまして委員の皆様にご報告申し上げます。

参考人の人選につきましては、独立行政法人放射線医学総合研究所理事である明石真言

氏とすることといたしました。明石氏は、被曝医療の研究者として豊富な経験と高い識見を有しており、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の座長代行を務めるなど、福島県以外における健康調査等についての知見をお伺いするのに最もふさわしいと判断したものであります。

また、出席を求める日につきましては、先方との日程調整の結果、9月の閉会中の委員会が予定されている9月2日火曜日としたところでありますので、御報告申し上げます。

それでは、請願陳情受理番号第99号岩手県南3市町の子供たちの甲状腺検査を求める請願を議題といたします。本請願については、9月に予定しております閉会中の委員会において、当該請願陳情に係る専門的な知識を有する方に参考人として出席を求め、意見を聞くこととしておりますので、継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号第118号再び被爆者をつくらないために原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律改正を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 本請願について、資料により御説明をいたします。

最初に、原子爆弾被爆者に関連する法律施行の経緯です。昭和32年4月に原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が施行され、原爆被爆者に対する被爆者健康手帳の交付や医療の給付等が開始されております。昭和43年9月には、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律が施行され、原爆被爆者に対する各種手当の支給が開始されております。平成7年7月には、現行法である原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律が原爆医療法と特別措置法を統合した内容で施行されております。同法では、前文において核兵器の究極的廃絶に向けての決意、恒久の平和を祈願すること、国の責任において高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じること及び国として原子爆弾による死没者のとうとい犠牲を明記することが記載されております。

次に、2の原爆被爆者の概況についてですが、原爆投下時の状況等から一定の要件に該当される方には被爆者健康手帳が交付されております。被爆者健康手帳が交付されている方は、医療機関受診時に被爆者健康手帳と健康保険の被保険者証を提示することにより自己負担分の支払いを行うことなく無料で診察や治療を受けることができるほか、健康診断の実施や各種手当の支給等の制度が設けられております。被爆者健康手帳の交付は、都道府県知事の認定によるものであります。原爆投下当時に広島市や長崎市の区域内等におられ、直接被爆された方等の国が定めた基準により交付されております。

平成26年4月1日現在、岩手県内には被爆者健康手帳が交付された方が42名おります。

続きまして、3の原爆症認定制度についてであります。病気やけがが原子爆弾の傷害作用によるものであり、現に治療を要する状態にある方につきましては、厚生労働大臣の認定を受けた方は、その病気やけがで医療機関を受診した場合、全額国の負担により医療が給付されております。これら原爆症認定では、がんや心筋梗塞等の疾病に罹患をし、一定の要件を満たす場合は審査方針に基づき審査され、厚生労働大臣から認定されることとなります。平成26年4月1日現在、岩手県内にはこの原爆症の認定を受けた方がお二方ございます。

続きまして、本県における被爆者援護に関する事業の実施状況です。各種手当の支給といたしましては、被爆者健康手帳が交付されている方に対して、本人からの申請により原爆症認定者に対して支給される医療特別手当や造血機能等厚生労働省令で定める障害を伴う疾病に罹患されている方への健康管理手当等の支給を行っております。平成26年4月1日現在、被爆者健康手帳が交付されている方42名中40名の方に手当が支給されております。その内容は表に示すとおりです。また、被爆者健康手帳が交付されている方がお亡くなりになった場合、葬祭料が支給されておまして、平成25年度には2件の支給がございました。そのほか被爆者に対する健康診断、原爆死没者追悼慰霊事業、被爆者からの健康や生活面への相談対応事業及び介護保険法における福祉系のサービスに伴う自己負担分に対する助成も実施しているところです。説明につきましては以上です。

○及川あつし委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○福井せいじ委員 請願事項の3であります。全ての被爆者に償いをするのとありますが、この全ての被爆者の範囲とはどのような範囲かお聞きしたいと思います。

○及川あつし委員長 これ誰も答弁できないと思いますので、請願者に確認する必要があるのかもしれませんが。

○福井せいじ委員 原発における被曝も対象になるのでしょうか。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 ヒバクのバクの字が違いますので、この「原爆」の字であれば原子爆弾のバクになります。

○福井せいじ委員 それでいいのですね。

○及川あつし委員長 福島原発の件が入るとヒバクのバクはどうなるのでしょうか。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 ひへんになります。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

○佐々木朋和委員 説明文の2の(1)のア、イ、ウ、エというところで被爆者健康手帳の交付対象者について御説明をいただきましたけれども、全ての被爆者ということは、一般論として被爆2世、3世の方であるとか、もしくは内部被曝とか低線量被曝など、長崎県、広島県以外の皆さんも入っていくようにとれるのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

また、2番の原爆死没者に償いをするのとありますけれども、一般的に亡くなられた方に償いをするという形はどういったものなのか、当局でおわかりになるのであれば教え

ていただきたいと思います。

○及川あつし委員長 参考意見として野原室長に説明をお願いします。

○野原医療政策室長兼医師支援推進室長 全ての被爆者の定義につきましては、私どもも検討していないところですので、請願者の方々にお聞きするしかないのかと思いますが、推測ですが、例えば原爆症認定は、国が認定する制度ですけれども、その見直しに当たって、さまざま国に対して訴訟という形で行われています。そうした中であって、原爆症の認定については広島市や長崎市に当時おられた方であるとか、救護活動を行った方であるとか、定義はされておるのですけれども、それにとどまらず、ある程度期間や範囲を広げて認定に当たるべきではないかというような議論もされているという認識をしまして、今の原爆症認定で国が決められているような基準にとらわれることなく認定をしてはどうかというようなことが背景にあると考えています。

償いに関しましては、これはさまざまな形式がございますので、いろいろな式典等で何らかの式辞等をいただいて、もしくは戦没者、被爆者の方々の祈念碑みたいなところに記載をするなどが考えられると理解しています。

○及川あつし委員長 一旦休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 再開します。

本請願の取り扱いを決めたいと思いますが、本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 継続審査との御意見があります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

一旦休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 再開します。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から認知症高齢者等の行方不明への対応についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○齋藤参事兼長寿社会課総括課長 認知症高齢者等の行方不明者への対応について、配付資料により説明させていただきます。

先ごろ認知症の方が行方不明のまま長年にわたり特別養護老人ホームで保護されている事案が他の都道府県で確認され、また本県の住民の方が県外で保護された事案が発生いたしましたことから、本県の状況を把握するため、先月6月、市町村を通じて認知症の身元不明者、行方不明者への対応状況等に関する調査を実施し、結果を取りまとめましたので

御報告いたします。

まず、調査の概要であります。調査項目は認知症または認知症と見られる方について、一つは市町村内で身元不明の発見事例の有無とその後の対応状況、二つ目は市町村の住民の方が県内外の他市町村で発見された事例や現在も行方不明となっている事例の有無とその後の状況とし、調査対象期間は平成21年4月から平成26年5月末までの過去5年間としました。ただし、現在も身元不明となっている事案は、これにかかわらず全てを調査対象としました。

調査結果であります。身元不明事案の発生件数は8市町で16件ありましたが、全員の身元が判明しており、身元不明のまま施設入所等をしている方はいませんでした。行方不明事案の発生件数は8市町で19件ありました。そのうち発見が15件であります。詳細は、記載のとおりです。また、そのうち現在も行方不明となっている未発見は3市町で4件ありました。詳細は、記載のとおりです。

今後の対応等ですが、まずは行方不明となっている方の早期発見に向け、県内市町村や各都道府県に情報提供し、協力依頼するため、現在御家族等の意向確認を行うなどして準備を進めております。

行方不明者の早期発見に向けた情報共有の仕組みづくりの検討ですが、国では自治体間や自治体と警察官で情報共有できるシステムづくりを目指し、具体的な検討を行うとのことでありまして、国レベルでの対策の強化が図られるものと考えております。県としましても、できるだけ早期に対応を行う必要があると考え、現在行方不明者の早期発見に向けた自治体間や警察など関係機関による広域的な情報共有等の連携の仕組みについて、市町村から意見を聞きながら検討を進めております。

次に、行方不明防止に向けた市町村の取り組みへの県の支援ですが、地域が一体となって高齢者を見守る活動などをさらに推進し、認知症になっても誰もが安心して暮らしていける地域づくりを進める必要がありますことから、主な支援としまして、市町村において警察、消防や福祉関係者などを構成員とする連絡会を設置し、徘徊高齢者の情報の共有、さらには発見の際の情報伝達や声かけの訓練を実施するなど、地域の実情に応じた取り組みが進められつつありますので、こうした県内外のすぐれた取り組みを今後とも市町村に会議や広報紙等を通じて紹介していきます。また、介護保険制度によります国、県の交付金を活用し、徘徊高齢者の早期発見により行方不明を防止する事業の実施を市町村にさらに働きかけていきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○鈴木参事兼障がい保健福祉課総括課長 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例に係る対応等につきまして、配付しております資料に基づき御説明させていただきます。

本条例につきましては、平成23年7月1日施行してございます。この条例の附則におきまして、施行後3年をめぐりして施行の状況について検討を加えて、その結果に基づいて

必要な措置を講ずることとされておりまして、平成 26 年 7 月 1 日をもって 3 年を経過することから、各種団体等から意見を聞いて検討を行ってきたものです。

2 の対応等ですが、関係機関からの意見聴取としまして、まず、平成 26 年 3 月 25 日の総合支援法と精神保健福祉法の改正の制度説明会におきまして、市町村と障がい福祉サービス事業者等に対し、本条例につきましても説明を行い、御意見等を募集しましたが、この場での御意見は特にございませんでした。

さらに、平成 26 年 3 月 28 日に、障がい福祉団体に対しまして文書でもって意見照会を行いました。出された意見につきましては、意見一覧として表にまとめているとおりでありますが、本条例の見直しに係る意見はなかったものです。

(2) の県における対応ですが、県の施策、事業の取り扱い状況等を確認しまして、既に実施しているものにつきましては、より効果的な方法で取り組みを進め、取り組みが行われていないものにつきましては今後検討したいと考えております。

なお、これらの御意見につきましては、県のホームページでも公表したいと考えております。

3 の本条例に係る今後の課題ですが、平成 25 年 6 月に障害者差別解消法が公布され、平成 28 年 4 月 1 日施行になっております。今後国から基本方針、ガイドラインが示される見込みですが、その内容によっては本条例の改正の必要があるかもしれませんので、現在の体制の見直しにつきましては、今後の国の動き、動向を見ながら対応してまいりたいと考えています。

(2) の本条例の普及啓発等ですが、本条例の継続的な周知につきましては、さらに必要と認識しておりますので、今後も広く県民に対して周知に努めていく必要があると考えております。

イの相談窓口及び相談対応制度ですが、相談窓口での相談件数はあるのですが、不利益な取り扱いに関する相談件数が少ないということですので、市町村社会福祉協議会が相談窓口であることを広く県民に周知して、表面化していない不利益な取り扱いについての相談につなげていく必要があると考えております。

②ですが、相談窓口等の職員に対しての条例、あるいは差別解消法の周知、理解を図っていく必要があると考えております。

③ですが、不利益な取り扱いの問題につきまして、市町村や相談支援機関との連携を図っていく必要があります。

ウの県職員の理解促進ですが、これまで知事部局、教育委員会関係職員への説明会等を行ってまいりましたけれども、本年度は 7 月 22 日を予定しておりますが、引き続き警察学校の生徒を対象とし、さらなる職員の理解促進に努めてまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○及川あつし委員長 この際、昼食のため午後 1 時まで休憩をいたしたいと思います。

〔休憩〕

〔再開〕

○及川あつし委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の保健福祉部の報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○福井せいじ委員 平成 26 年 5 月 21 日に環境福祉常任委員会で宮古のサーモンケアネットの視察を行いました。これに関して質問をさせていただきます。このシステムについては、非常にすばらしいと思っております。自分の体験を少し話しますと、ある病院で採血をして、二、三日後に病院に行くともたまたま採血があります。採血のデータも、もしこういうシステムがあれば、支障がない限りは共有できるということもありますし、患者にとってはメリットがあると思われれます。また、投薬に関しても、今はお薬手帳という非常にアナログなシステムでありまして、忘れていくと非常に困るということもありまして、そんなことをサーモンケアネットは解決してくれるシステムだと思っております。

このシステムについて、全県への展開などはできないものかと考えておりますが、その点で県の役割、県の考えがありましたら教えていただきたいと思っております。

○高橋地域医療推進課長 県では、平成 25 年 3 月に策定しました保健医療計画におきまして、医療に関する情報化に関連しまして被災地を中心とする各地域における医療健康情報の共有基盤の整備を推進することとしているところです。御紹介のありましたみやこサーモンケアネットにつきましても、計画に基づく事業の一環としまして、県としても地域医療再生基金を活用し、整備について支援をしたところです。

また、みやこサーモンケアネットのほか、県内では釜石圏域におきましても、かまいし・おおつち医療情報ネットワークが宮古に先行して構築されておりまして、既に平成 25 年度から運用されているところです。このほか久慈地域、気仙地域におきましても医療情報の共有基盤の整備について検討が進められている状況です。

被災地域におきましては、医療情報の連携基盤の構築により、過去の診療情報の共有や重複検査の防止など、医療関係者と患者の双方に負担軽減が見込まれ、医療の復興にも資するということから、県としても積極的に支援してきたところですし、今後も支援していきたいと考えております。

一方で、沿岸被災地以外の内陸地域等におきましては、まだ県のほうで位置づけがございませんし、そういった動きがあるということで御相談をいただくことはまだ少ない状況ですけれども、今般の情報化の進展とか、医療に関しても情報化の進展が進められて、沿岸被災地を初め、全国的にもいろいろな動きがあるというようなことを背景としまして、今後内陸地域においても構築を模索する動きが予想されるということです。その構築に当たっては、自分たちの地域はこういう情報を共有し、活用していきましようというような内発的な必要性があって実施されるべきものと考えているところですが、そういう動きを見きわめながら、今後内陸地域についての支援についても検討していきたいと考えております。

○福井せいじ委員 患者側から立ったお話をしていただいたのですけれども、一方で医療費削減という観点から、これはもっと重要なシステムではないかと思っております。診察、検査

の重複、調剤、投薬の重複を避けることができますし、医療費削減の側面からいけば、ぜひ行政サイドからこれを推進することが重要ではないかと思うのであります。その中で、先ほど認知症の行方不明者の件が出てきましたが、介護の情報もそこに入っていれば、その行方不明者の背景とか、予想される行動範囲とかを検索することができると思うのであります。そういうシステムの展開を考えてはいかがかと思うのであります、どうでしょうか。

○高橋地域医療推進課長 地域で介護や福祉の情報も含めて医療情報を共有することによって、医療費やその他の介護関係の費用などの削減にもつながる側面はあると考えられるところですので、国におきましてはこういう情報システムの全国的な普及について考えていると承知していますので、県としてもそういう観点も含めて情報ネットワークの構築の支援について、検討してまいりたいと考えております。

○佐々木努委員 平成 26 年 6 月末に県南部に地域密着型の特別養護老人ホームが開所したわけですが、その際に県の担当課の皆様には、議会中にもかかわらず迅速な認可の承認をしていただいたということで、私のほうに感謝の電話が届きましたので、ここでお伝えをしておこうと思います。

毎年新たな介護施設ができていくわけなのですが、一方で介護に従事する職員の不足が深刻化しているという話もかなり耳にしておりまして、新しい施設ができると以前からやっている施設から人が流れ、出ていかれたほうは非常に大変な状況になるというわけなのですが、県としてそのような状況をどのように把握しておられるか、その対応策についてどのような取り組みをされているのかを、お伺いしたいと思います。

○齋藤参事兼長寿社会課総括課長 介護従事者の方が施設間、または事業所間で移動するということの実態については、現在把握してございません。皆様方それぞれのキャリアアップや、さまざまな労働条件等を見きわめながらそれぞれの職場についていらっしゃるだろうと認識しています。

○佐々木努委員 入所者も定員に対して何人の職員が必要だということがあると思いますので、職員がいなくなれば、おのずと入所者への制限がかかってしまうということがあられると思うし、事故にもつながるのではないかと思いますので、その辺のところはできれば把握していただいて、市町村と協力して、できる限り解消に努めていただきたいということと、引き続き、介護に携わる方々が長く介護の仕事につけるような方策をとっていただきたいと思います。

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例についてですが、条例を施行して 3 年になるわけなのですが、委員会でも先頭を切ってこの条例をつくった千葉県のほうに行って勉強をさせていただきましたが、千葉県では相談員のほかに専門員というものを置いておりましたし、それから障がいのある人に優しい取り組みを行っている企業、団体等を表彰する制度等々もつくって、この条例を生かし、障がい者に優しい県づくり、地域づくりを進めているわけですが、県においてはこの条例が制定になった契機

に何か独自に取り組んできたものがあるのか、今後こういうものに取り組みたいという、構想があるのか、お聞かせいただきたいです。

○鈴木参事兼障がい保健福祉課総括課長 本県における具体的な取り組みですが、まず、不利益な取り扱いに関する相談窓口については、市町村社会福祉協議会に置きまして受け付けているところです。それから、千葉県での表彰の御紹介がありましたけれども、本県におきましても、障がい者雇用優良事業所表彰、本県独自のひとにやさしいまちづくり条例に基づいて人に優しいまちづくりのハードあるいはソフトの取り組みについての表彰を行っているところです。それから、県の障がい者スポーツ大会、障がい者文化芸術祭の開催により交流機会の拡大を図っているところです。それから、まだ啓発普及は十分ではないですが、毎年12月9日の障害者の日を中心としたラジオスポット等により周知に努めているところです。

○佐々木努委員 これからもこの条例の趣旨がしっかりと県民に伝わるように、さまざまな取り組みの御検討をいただければと思います。

それに関連して障害者差別解消法が平成28年4月に施行されるわけですが、国のほうでこれからさまざまなガイドラインを示してくるものだと思うのですが、県として現在この条例との関連も含めて、さまざまな国が示す相談及び紛争の防止等、障害者差別解消支援地域協議会の組織の設置の義務づけなど、これからどのような形で取り組んでいかれようとしているのかお伺いしたいと思います。

○鈴木参事兼障がい保健福祉課総括課長 平成26年度中に国から基本方針のガイドラインが示されると思いますので、その内容が明らかになり次第、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例との整合や改正の必要性について検討をしていくこととしております。

それから、地方公共団体の対応要領というものをつくらなければならないわけですが、その中で差別の具体的な判断基準につきましては、今後の国の基本方針等を参考に検討することとしております。

それから、相談及び紛争の防止等のための体制整備ですが、これは従来条例の仕組みの中で、県と市町村と市町村社会福祉協議会の関係者で構成する地域調整会議というものがありますけれども、この仕組みを活用して進めてまいりたいと考えております。

それから、差別解消支援地域協議会というものの設置も求められるわけですが、本県では既に障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会という組織がありますので、ここでその機能を担ってまいりたいと考えております。

そのほかの事項につきましても、国の基本方針を見ながら必要な対応をしてまいりたいと考えています。

○佐々木努委員 障がい者の関係でお伺いしたいと思います。6月27日は、障害者優先調達推進法の日ということで、障がい者の団体が要望活動等々をされていたと伺っていますが、県として障がい者の就労施設や事業所からの物品の調達について目標を立てられて

いるのだと思いますが、平成 25 年度の実績、平成 26 年度の目標数値をお伺いしたいと思います。

○鈴木参事兼障がい保健福祉課総括課長 障害者優先調達推進法は、平成 25 年 4 月に施行された法律でございまして、自治体ではこの法律に基づきまして調達方針の策定、公表、あるいは調達方針に即した調達の実施などが努力義務として求められております。県では優先調達推進法に基づき、調達方針を定めておりまして、平成 25 年度は目標額 642 万円に對しまして、県で進めているハート購入分と、特別支援学校の給食材料費などの購入費用を含めまして 709 万 2,933 円と目標をクリアしております。この障害者優先調達推進法に基づく調達方針につきましては、毎年度定めることになっておりまして、調達方針そのものの内容は同じでございますけれども、平成 26 年度の目標額につきましては、昨年度の実績額の約 10%の伸びを達成しようということで、780 万 2,000 円と設定しているところで

○佐々木努委員 県、市町村など自治体からのこういう物品調達は、貴重な施設の財源、入所者の賃金補助等にもつながることだと思いますので、ぜひ県のほうは目標を高く設定していただいて、できるだけ障がい者施設に発注していただくようお願いしたいと思います。

次に、学童保育の関係についてお伺いしたいと思います。安倍総理大臣が先日、成長戦略の一環として学童保育の受け入れを、30 万人分の受け皿をつくると、ここ 5 年間で整備をするというような方針を打ち出されました。私の地元にも共稼ぎのお父さん、お母さんがたくさんいて、保育所や保育園から小学校に移るときに、子供を見てくれるところがないということで、やむなくお仕事をやめてしまうとか、そういうケースも目にしています。国がこれから進めようとしている計画について、県としての現状と、今後の課題をどのように捉えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○南子ども子育て支援課総括課長 県内の放課後児童クラブ数につきましては、これまで計画的に増加してきており、ここ 5 年間を見てまいりますと、平成 21 年度で 254 か所だったものが平成 22 年度で 275 か所、平成 23 年度で 284 か所、平成 24 年度で 295 か所、平成 25 年度に少し減り 293 か所ということで増加してきているところで

また、放課後児童クラブを利用する児童の利用率につきましても、30%台が徐々に増加してきている傾向にございます。そういう中であって、安倍総理大臣が成長戦略の前に新聞報道で 30 万人を今後 5 年間でカットしていくという発言があり、それを踏まえた成長戦略が今回示されたわけです。これにつきましては、平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度におきましても、放課後児童クラブは地域子ども・子育て支援事業の位置づけの一つとなってまいります。主な内容といたしますと、これまで 10 歳未満の子供が放課後児童クラブの対象となっていたわけですが、平成 27 年度からの新制度では小学生全員が対象となるということ、また放課後児童クラブを利用する理由とすれば、これまでは親の就労がメインだったわけでありまして、加えて親の疾病であるとか介護であるとか、そ

ういうものも放課後児童クラブを利用する際の理由になるということから、今後放課後児童クラブを利用する子供たちの数はふえていくだろうと思っております。

特にその中で、地域子ども・子育て支援事業の事業主体が市町村となつてまいりますので、これまで放課後児童クラブの設置基準等についてはガイドラインという形で示されていたものが、各市町村ではそれを条例で定めなければならないという課題も出てまいります。また、これまでは運営費補助金という形でなされていたものが、今度は交付金という形になると思います。したがって、市町村が条例を設定していく際には、市町村のいろいろな御意見を伺いながら、可能な限りサポートできるように、市町村に寄り添った形で対応してまいりたいと考えております。

そういった中であつて、放課後児童クラブにつきましては、私どもだけではなくて、文部科学省の放課後子ども教室と一緒にあった放課後子どもプランという事業との連携を図りながら、今後、いわゆる小1の壁というものを取り払えるような形で施策を検討してまいりたいと考えています。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 なければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。

この際、医療局から県立大槌病院再建に係る建築工事等入札結果について発言を求められております。本日は、医療局関係の議案等の審査はございませんので、医療局職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、これより医療局職員を入室させ発言を許したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、医療局から県立大槌病院再建に係る建築工事等入札結果について発言を求められておりますので、これを許します。

○小原経営管理課総括課長 県立大槌病院再建に係る建築工事等入札結果について、配付しております資料をごらん願います。

東日本大震災津波により被災した大槌、山田及び高田病院については、再建に向け平成25年に公表しました再建方針に沿って取り組みを進めているところですが、県立大槌病院の建築工事等について、平成26年5月に入札公告、6月に開札を行いましたので、その状況を御報告するものです。建築工事及び電気設備工事については、落札者が決定しまして、これにより7月から工事に着手できる見通しとなったところです。

1の入札結果でございます。(1)工事名は、岩手県立大槌病院等新築工事、(2)工事場所は、上閉伊郡大槌町小槌22の31の2ほかでありまして、資料2ページに位置図をお示ししています。紙を横にしてごらんいただきまして左側のほう、「新病院」と表示している場所です。

(3) 落札額及び落札者についてです。建築工事につきましては、税込みの落札額で18億9,280万8,000円、落札率は96.2%、落札者は日本住宅・東野建設工業特定共同企業体です。電気設備工事につきましては、落札額4億1,040万円、落札率は90.3%、落札者は株式会社金澤電気工業所・株式会社村山電機商会特定共同企業体です。

なお、附帯設備工事につきましては、現在入札の手段中です。決定次第、改めてお知らせしたいと考えております。

2の工事概要についてですが、今回の発注は病院本体に加えまして病院敷地内に整備する医師公舎、職員公舎を一括して発注するもので、病院本体につきましては鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積は5,353平方メートル、病床数は50床です。医師公舎につきましては、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積は1,057平方メートル、職員公舎につきましては同じく鉄筋コンクリートづくり4階建て、延べ床面積1,258平方メートルでございます。資料3ページに完成予想図を添付していますので、ごらんいただきたいと思っております。

限られた敷地で法律的な活用を図るために、病院本体、公舎につきましては、1階を駐車場や倉庫とするなどピロティー形式を採用しているところでございます。

また、今後の整備スケジュールです。建築工事及び電気設備工事につきましては、昨日平成26年7月2日付で契約を締結したところでございます。この7月には建築工事に着手しまして、工事が順調に進めば、平成27年の年末までには完成となる見通しです。その後開院に向けた所要の準備期間を経まして、整備方針どおり平成28年度の開院を目指しているところでございます。以上で説明を終わります。

○及川あつし委員長 ただいまの報告に対して何かありませんか。

○千葉伝委員 新たに場所を確保して新病院ができると、地元の皆さんも大変ありがたいと思っておりますが、この場所の交通アクセスは、今までのままの道路状況なのか、近い将来道路整備の予定があるのか、三陸沿岸道路が近くを通るようですが、例えばスマートインターチェンジというようなお考えがあるか、どういう道路を考えているかについてお聞きします。

○小原経営管理課総括課長 立地場所につきましては、大槌町とさまざまな検討を加えて決めてきたところでございます。スマートインターチェンジについての考えは、まだないと思っておりますけれども、公共交通機関、バス路線などにつきましては、大槌町ともよく相談をして利便性が確保されるように努めてまいりたいと考えております。

○千葉伝委員 せっかく新しく建てて、若干奥のほうに入っていくという感じがするので、完成した後で今度は道路整備ということではなくて、あわせて道路整備もできればさらにいいのかということで発言させていただきました。検討してみてください。

○佐々木医療局長 利用される患者さん方、あるいは家族の方々の利便性ということで、やはり公共交通機関に乗り入れていただくのが一番いいことと考えておまして、バス停等も病院の前には置く予定ですが、どの程度の頻度でバスを回していただけるかと

というのは、今後地元の公共交通機関、もしくは町のコミュニティーバスとか患者輸送バスというのも考えられますので、大槌町とも相談していきたいと思っております。

この病院の建つ地域は、近くに町営の住宅も建ちますので、公共交通機関の乗り入れ等についても配慮していただけるもとと考えております。

それから、スマートインターチェンジにつきましては、病院の機能として二次の救急までは考えてございませんので、時間外の救急まではやらない予定ですので、そういったことも含めて地元と協議していきたいと思います。

○佐々木努委員 この地域のあたりだと思うのですが、今、仮設の診療施設がある地区と行き来ができるトンネルができるはずなのですが、どの辺だったでしょうか。

○小原経営管理課総括課長 2ページ目の資料でごらんいただきますと、やや左側、大ケ口と表示してあるあたりを通過して仮設診療所のある地域のあたりと新病院のあたりをトンネルでつなぐ道路ができると伺っております。

○佐々木朋和委員 今回敷地内に医師公舎、職員公舎ができるということで、これは医師確保に向けても、意味のある取り組みかと思うのですが、この大槌病院はどのぐらいの医師数、職員数を想定しているのか、この公舎に入れる方はどのぐらいなのか教えてください。

○佐々木医師支援推進監 平成26年4月1日現在の県立病院の常勤医の配置状況ですが、高田病院は、内科が6名、小児科が1名、眼科が1名、計8名が配置されています。大槌病院は、内科のみで4名の医師が配置されています。山田病院は、内科が1名で、外科が1名、計2名が配置されている状況ですが、これを震災前の平成23年3月1日現在の医師配置数と比較しますと、高田病院が2名、大槌病院が1名、それぞれ増加しております。山田病院においては同数となっているところですが、3病院全て平成25年度には1名から2名減員となっているところです。

今後の医師確保についてですが、発災後の期間経過とともに全国からの支援がほぼ終了しつつあることや、大学から地域病院に対する常勤医師の派遣が厳しい状況となっております。大変な困難な状況が予想されておりますが、関係大学や各圏域における基幹病院と連携を図るとともに、外部医師の招聘活動を強化し、さらには県に配置した県奨学金養成医師の配置調整組織での検討を通じた中長期的な被災病院の医師確保により、診療の体制を確保したいと考えております。

○小原経営管理課総括課長 医師公舎としております建物の戸数は、医師の数、応援なども想定して8戸としております。職員公舎につきましては30戸で設計を組んでいます。

○伊藤勢至委員 今必須のものとしてヘリポートが必要だと思うのですが、そういう考えはないのでしょうか。

○小原経営管理課総括課長 こちらは時間外の救急などを想定しておらないということ、敷地が相当限られていて、住宅にも相当戸数用意する必要があるということから、ヘリポートは想定していません。

○伊藤勢至委員 時間内に急患が発生するとは限らないです。夜間はヘリコプターが飛べないということが基本的にあるわけですから、診療時間外に急患が発生し、盛岡市に搬送しなければならないという場合には、考えておかなければならないことだと思いますが、いかがですか。

○佐々木医療局長 救急患者は、いつ何時、どこで発生するかわからないという面がございます。ヘリコプターの搬送につきましては、病院に置くヘリポートのほか、それぞれ県内各地にランデブーポイントも設けていますので、そちらとの連携で患者を搬送するのに一番いいポイントでという考え方でいきたいと思っております。この整備する大槌病院については、土地の問題、あるいはすぐそばが住宅地になるということもあり、この病院に併設してのヘリポートは考えていないということです。

○及川あつし委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 ほかになければ、これをもって医療局からの報告を終了いたします。医療局の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、そのまま若干お待ちください。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。次回8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました請願陳情2件及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査事項については、毎年この時期にやっているようではありますが、岩手県における2011年（平成23年）の温室効果ガス排出量についてといたしたいと思います。

また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、先ほども継続審査を伺う際に申し上げましたけれども、今回継続審査となりました請願陳情が次回8月の委員会においても継続とされた場合は、当該請願陳情及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、放射線被曝による健康影響調査についてとし、専門的な知識を有する方を参考人としてお招きし、意見を聞くことといたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議がないようでありますので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続審査及び調査と決定しました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内、東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております平成26年度環境福祉委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○及川あつし委員長 御異議がないようでありますので、さよう決定いたします。なお、詳細については当職に御一任願いますが、伊藤委員の意見を踏まえて福島第二原発を調査項目といたしました。第一原発については、先方から断られましたので、第二原発といたしましたところであります。道路網事情の関係で大変に長い行程になっておりますが、当日の集合時間は早く、また移動距離も長いようでございますが、御容赦いただければと思います。追って詳細等については通知をいたしますので、御参加願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。